

愛媛県県民文化会館駐車場管理規程

1 趣旨

この規程は、愛媛県県民文化会館（以下「会館」という。）の駐車場の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 駐車場の管理

- (1) 駐車場の管理は愛媛県県民文化会館の警備保安を受け持つ専門業者へ委託することができるものとする。
- (2) 財団は、原則として会館の利用者に駐車場使用を認めるものとする。ただし、駐車場に余裕がある場合は一般駐車を希望する者にも、駐車場の使用を認めるものとする。
- (3) 管理者は、駐車場の利用者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を拒むことができる。
 - (ア) 駐車場内において、著しく秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
 - (イ) 駐車場係員の指示に従わなかったとき。
 - (ウ) その他財団の定める注意事項を守らなかったとき。

3 使用時間等

- (1) 駐車場の使用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、財団が必要と認めたときは、使用時間を延長することができる。
- (2) 財団は、会館で行われる行事の多寡により、駐車場の営業日及び営業時間を調整することができる。
- (3) 財団が必要と認めた場合は、西駐車場において大型自動車の駐泊を認めることができる。

4 入庫及び出庫の処理

(1) 入庫時

使用者に、必要事項を刻印した駐車券を発行する。

(2) 出庫時

使用者から駐車券を受け取り、定められた駐車料金を収納する。

5 駐車場係員は、使用者から使用料を収納したときは、1日を単位として集計し、財団へ納入するものとする。

6 駐車料金の免除

- (1) 財団が会館の管理運営上必要と認めた場合は、駐車場の使用料を免除することができる。
- (2) 駐車場の使用料を免除する場合の基準は、理事長が別に定める。

7 その他駐車場の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

8 この規程の変更については、愛媛県と協議のうえ、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛媛県文化振興財団の設立の登記の日から施行する。